

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会
原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ
第3回会合

日時 平成27年8月31日（月）12：00～12：52
場所 経済産業省 本館地下2階 講堂
議題 新たな事業環境下における諸課題への対応策について
自由討議

○山内座長

それでは、定刻でございますので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会第3回原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループを開催いたします。

本日は、ご多忙中のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速でございますが、最初に配付させていただいておりますお手元の資料の確認、それから、委員の出欠状況につきまして事務局の方からお願いしたいと思います。

○浦上原子力政策課長

それでは、事務局の方からまず配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元に配付資料の一覧、資料1、議事次第、資料2、委員名簿、資料3、事務局資料、資料4、増田委員提出資料、資料5、遠藤委員提出資料、資料6、辰巳委員提出資料、それから、参考資料1、参考資料2をご用意しております。資料が欠落している場合には、お知らせいただければと思います。

従前からのことでございますけれども、経済産業省では会議のペーパーレス化を進めておりまして、傍聴の皆様には参考資料はお配りをしておりませんので、その旨ご了承ください。

委員の出欠状況でございますけれども、本日は遠藤委員、辰巳委員、増田委員からご欠席の連絡を承っております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

本日もすけれども、本日は新たな事業環境下における諸課題への対応策についてという議題で、第1回の議論、それから、第2回はヒアリングを行いました、そのヒアリング等を踏まえまして、我々が検討する制度あるいは措置のおおむねの方向性についてご議論いただきたいというふ

うに思っております。まずは事務局に対応策の方向性の案というものをまとめていただいておりますので、それをご説明いただいた後に自由討議とさせていただきます。では、よろしくお願ひします。

それから、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席願ひたいと思います。

(プレス退室)

○浦上原子力政策課長

それでは、事務局の方から資料3、新たな事業環境下で生じる実施面での諸課題への対応についてと題する資料についてご説明をさせていただきます。

まず、めくっていただきまして、1ページ目をご覧ください。

ここに第1回のワーキンググループで提示をされました具体的な論点を再掲しております。電力自由化、原子力依存度低減という新しい環境のもとで使用済燃料の再処理等を適切に実施し、事業者がその責任を全うする上で、従来の制度や体制などが機能するかどうかと、こういう大きな課題設定のもとで、仮に従来とは異なる制度、体制面での補完措置が必要となるのかどうか、そして、関係者の責任、役割をどのように再確認するのか、そして、長期にわたる事業を担っていただく事業実施主体はどのような性格を備えるべきなのか、そして、事業の効率的な実施ということにどのような仕組みを組み込むべきなのかというこの5つの論点が既に提示をされております。

2ページ目をご覧ください。

前回、前々回のワーキングでの審議で委員各位から提起された主なご意見を記しております。上の丸から順に、事業の継続性、競争中立性、事業者の負担能力とバランスした資金確保の仕組み、負担の公平性、使用済燃料発生時の費用確保の問題あるいは国の責任の問題、ガバナンス体制の必要性、全体整合がとれた計画の必要性、民間活力の維持、効率的な事業の実施への仕組み、電力事業者のコミットメント、こういった論点が委員各位から提起されているところでございます。

1枚おめくりください。

こうしたこれまでの議論を踏まえまして、事務局の方で改めまして使用済燃料の再処理事業の実施面での懸念や課題、そして、対応の方向性についてこのページは全体的、総括的な整理をしたものであります。

懸念や課題というところでございますけれども、この青く四角で囲ってある真ん中のところ、左から安定的な資金の確保、確実な実施体制の担保、そして、適切かつ効率的な実施という3点

で再整理をさせていただいております。安定的な資金の確保でございますけれども、事業者の破綻といったことが論理的にはあり得る環境のもとで、必要な資金が安定的に確保できなくなるおそれがあるのではないかと、こういう懸念でございます。2つ目、実施体制という面では、競争関係にある事業者同士による共同実施と、こういう形態で事業がこの先も確実に実施できるのかどうかと、こういう問題、一番右の事業の実施遂行という面では、関係者の利害、思惑がまた異なってくる中で、事業の適正性、効率性というものをいかにして緩和するのか、こういう懸念や課題があるということでないかというふうに考えております。

対応の方向性ということでございますけれども、この青四角で囲まれた下3分の1のところがございますとおり、大きな方向性といたしましては、関係者の責任や役割分担を再確認した上で、それぞれの懸念、課題に対応した制度的な手当、これを行う必要があるのではないかとということでございます。左から資金面につきましては、使用済燃料の発生時に必要な資金があらかじめ確保されるということが必要ではないかということ、体制の面、真ん中になりますけれども、解散に歯どめのある法人の創設といったような形で、国が関与する必要があるのではないかとという点、ただし、民間の技術、人材の蓄積といったこういう事情もございますので、こうした点にも配慮する必要があるのではないかとということでございます。3つ目、事業遂行につきましては、右にありますとおり、原子力事業者のコミットメントを引き続き確保しながら事業遂行に何がしかのガバナンスがきちんと働く、そういう仕組みをつくっていく必要があるのではないかとということでございます。

以上が全体の総括的な姿、見取り図でございます。

1枚めくっていただきまして、以降それぞれの今申し上げた課題に則した対応についての具体的な考え方を記してございます。4ページ目でございます。

まずは関係者の責任・役割分担ということでございますけれども、上の四角の中にございますとおり、使用済燃料の再処理事業というのは、この先具体的な対応については後述をいたしますけれども、国が必要な関与を行っていくということで、この再処理事業が滞ることがないようにしていくべきではないかというふうに考えております。一方で、この2つ目の丸にございますとおり、従来から原子力事業者の共同事業として、民間において実施されてきたという経緯もございますので、技術や人材は民間の方に蓄積をしております。こうした実態も踏まえて、それらが散逸しないよう最大限活用していくという観点も踏まえるべきでありまして、新たな環境のもとにおいても、引き続き民間を主体として事業を進めることが適切ではないかと考えております。

以上、関係者の役割として改めて書き下しますと、この青四角の下の方に書かれたようなイメージとなります。原子力事業者につきましては、使用済燃料を発生させた主体として、発生者負

担の原則化に沿って、再処理等に必要となる費用を負担する、そして、機微な扱いをする物質等も適切に管理をする、それから、実施主体に対して技術、人材等の面での支援を行うということ、実際に事業を扱う実施主体に関しましては、再処理等を適切かつ効率的に実施する一義的な責任を負うということ、その際、関係する事業全体を勘案した総合的なマネジメントを行うということ、国につきましては、適切かつ効率的な事業運営を担保するため必要な関与を行うということで、政策面での対応を含めて、制度面で必要となる措置を講ずるということでございます。

以上が関係者の役割分担のイメージでございます。

おめくりください。5ページになります。

ここから先は3ページで掲げました3つの具体的な課題、懸念のそれぞれに対応した課題の対応の方向性を書いてございますけれども、3つの具体的な課題の一つ、安定的な資金の確保ということについて具体的な対応を記載しております。この四角の中にございますとおり、現行の積立金制度におきましては、原子力事業者が使用済燃料の再処理等に必要となる費用の一部を自ら積み立てておりますけれども、その資金は各事業者の方に帰属しております。したがって、自由競争のもとで仮に電力事業者が破綻するような事態が生じた場合には、この積み立てた資金が確実に実施主体に渡らないおそれがあるということでございます。このため、この使用済燃料が発生をした時点であらかじめ必要となる資金がきちんと確保されるように、この再処理等に必要となる全ての資金を実施主体へ拠出することを義務づける制度、いわば拠出金制度というものに改めてはどうかというふうに考えております。

資金の流れのイメージ、この青四角の下のところ、まず左側が現行の制度でございます。各事業者が発電時に資金を資金管理法人に積み立てるという制度になっておりますけれども、申し上げましたとおり、この資金は各事業者に帰属しております。仮に事業者が破綻をしたというような場合に、この積立金が他の債権に比べて劣後してしまうということで、現在、事業の実施を担っている日本原燃の方に確実に渡るという保証があるわけではございません。また、以前にもワーキンググループの中でご説明しておりますとおり、この一部の使用済燃料の処理費用しか対象となっていないという状況もございます。また、各社ごとにこの勘定を分別して運用しておりますので、運用が効率的に行われていないという問題、前回のヒアリングの中でも指摘された点でございます。

新たな制度のイメージというのがこの右側に書かれておりますけれども、原子力事業者が実施主体に対して、全ての使用済燃料の処理費用を対象として、この必要となる資金を拠出、いわば渡し切りにするという制度にして、資金自体はこの実施主体の方に帰属するようにはどうかというふうに考えております。この場合、事業者の破綻といった事態が生じても、必要内容資金

をあらかじめ確保するということが可能となります。その際、全体の資金をまとめることでより効率的に運用が可能となるという効用もあるということでございます。

以上が5ページ目の資金の確保の論点でございます。

おめくりください。

6ページ目、これは3ページ目で掲げた2つ目の課題であります確実な実施体制の担保と、こういう課題に対応した具体的な対応で、この実施主体が備えるべき性格について記してございます。

この四角の中にございますとおり、使用済燃料の再処理等は民間を主体として事業を実施すべきということで、国が完全に主体となってしまう、そうした形で事業を行うことは適切ではないのではないか。しかしながら、競争環境下でこの使用済燃料の再処理等が滞ることなく実施責任が全うされるようにするためには、実施主体がまず確実に存在し続ける、つまり経営判断によって自由に解散ができないということ、それから、必要な資金を確実に徴収できる法人であるということが必要であろうかと存じます。その際、核不拡散上も重要なこの再処理、これが適切な体制のもとで確実に実施されるということも必要な観点でございます。このため、この実施主体については民間主導で設立されると、こういう一方で、国が必要な関与を行うことができるということで、考え方としては認可法人という形態が一番フィットするのではないか、これを念頭に検討を進めるべきではないかというふうに考えております。

こうしたいろいろな法人の性格ごとに青四角以下のところで類型ごとに整理をしております。このオレンジ色でくくりました上2つの独立行政法人あるいは特殊法人というやり方、これはそもそも法人の性格として国がイニシアチブをとって自ら設立をするというものでございまして、国主導という側面が色濃く出る類型でございます。他方で、この下の2つ、株式会社あるいは指定法人という枠組みでございますと、国が関与するとしても部分的、限定的なものにとどまってしまう、経営判断による自由な解散を縛るあるいは資金を強制的に徴収するといった権能を付与することが大変難しくなるということでございます。

以上の類型ごとの特性を踏まえすと、NUMOの例にあるような認可法人という形態が適切ではないかと考える次第でございます。

1枚おめくりください。

7ページ目、実施体制ということに関連をいたしまして、この認可法人と現在の事業主体である日本原燃との関係の整理についてこのページは記載をしております。

四角の中にございますとおり、現在、日本で唯一再処理等を実施している日本原燃、ここに技術、人材、設備、こうしたものが蓄積されておりますけれども、競争を通じた効率化が促される

と、こういう環境にはないのかなという状況が前回のヒアリングの中でもいろいろご指摘のあったところでございます。他方で、日本原燃に蓄積されているこうした技術、人材、設備、これらを散逸されることなく有効に活用していくということも重要な視点ではないかと考えておりまして、こうした状況を踏まえますと、この実施主体、新たな実施主体というのは日本原燃とは別の新しい法人とし、外部から効率化を促すいろいろな仕組みを組み込むと、こういう前提でこの日本原燃に蓄積された技術、人材、設備を最大限活用可能な仕組みとしてはどうかということをございまして、全体のイメージとして下半分に書いてございますけれども、このオレンジの点線で今、日本原燃のところをくくってございますけれども、新たに設立する実施主体と日本原燃、この関係、例えば委託をするような関係性になるということで、そうした配慮、これらの配慮が反映するような仕組みとなるのではないかとというふうに考えております。詳細については詰めなければいけない点は残っておりますけれども、そうした発想、考え方というのがあるのではないかとということでございます。

おめくりください。

8ページ目、3ページ目で当初掲げましたこの3つ目の課題でありますところの適正かつ効率的な実施という課題に対応、つまりガバナンスを全体としてどうきかせていくのかという論点に対応した部分でございます。

この担保すべきガバナンスの内容と制度的な手当のイメージというところに書いてございますとおり、実施主体と新法人と、それから、原子力事業者それぞれについて担保すべき要素があるのではないかとというふうに考えております。まず、実施主体の方でございますけれども、適切かつ効率的な事業実施を確保すると、そういう観点から例えばこの業務規程に関する主務大臣による承認のような、こういった仕掛けあるいは経営の効率化、高度専門技術、こういったことに知見を有される有識者に加わっていただいた第三者委員会の設置、こうした形でさまざまなガバナンスということに対処する、あるいは関係する事業全体を勘案したような実施計画をつくり、その計画について国がその妥当性を確認するといった仕組み、こういったものを組み込んでいくということで、さまざまな緊張関係が生まれ、ガバナンスが効いていくよすがになるのではないかとというふうに考えております。

それから、原子力事業者につきましても、この新たな環境下においても実施主体への支援をきちんと担保する必要があるのではないかと考えておりまして、そのために何らかの形でこの実施主体に対する協力の義務づけを明示的に規定するといったこと、こういったことがあり得るのではないかとというふうに考えております。

以上が事務局からご用意させていただいた議論のためのペーパーでございます。

○山内座長

どうもありがとうございます。

なお、本日ご欠席の増田委員、それから、遠藤委員、辰巳委員からご意見ということで資料4、5、6、これをいただいておりますので、ご参照いただければありがたいと思います。

それでは、これから自由討議に入らせていただきますが、例によってご意見、ご質問等ある方、ご発言を望まれる方はネームプレートを立てていただければというふうに思います。関連する議論につきましては、手を挙げていただければ適宜私の方から指名をしたいと思います。

それでは、永田委員が途中退室ということですので、どうぞご発言ください。

○永田委員

恐れ入ります。緊急な所用がございまして、先に退室させていただきますので、発言させていただきたいと思います。

本日の資料の中で、ポイントとして2ページ目に記載のとおり幾つかご意見が各委員から従前ございまして、その中で私個人として、まず3番目の丸ボツの事業者の費用負担の能力とサイクル事業の財政的な安定性の両方を安定する仕組みが必要ではないか思います。特に前者の事業者の費用負担を安定させるという観点から申しますと、使用済み燃料が発生した時点で処理費用が完全に確保できるという今回の拠出金方式と申しますか、この仕組み自体は妥当な仕組みではないかと考えております。

ただし、この資料では5ページ目に記載されていますとおり、現状では貸借対照表上、原子力事業者が原環センターに対していわゆる積み立てをする。一方で原子力事業者は引当金を計上するという会計的対応をしているわけですが、今回拠出金方式とするということは、発生した時点で費用を一括して認識する、つまり渡し切りの費用認識をするわけですが、その費用認識をするためには事業者の費用負担に関して、経済的な処分責任が費用負担する段階で解除されることが要件として必要とされるべきと解釈されるかと思えます。

何をもちこの経済的な処分責任を解除されるかですが、費用を認識した時点で基本的には将来発生が見込まれる処理費用をトータルとして見込んで、それを現在価値に割り引いて、そのコストを分割して、もしくは認識、測定して支出すると、そういった会計的な要件が一方で必要になるかと思っております。これはNUMOの際も同じような議論をされたと認識しておりますけれども、こういう手当をさらに検討する必要があるかと思えます。

また、実務的な弊害としては、将来見込まれるコストを場合によって一時的に支出せざるを得なかったり、追加的なコストが発生した場合、逆に事業者にとって財政的な負担が一時的に発生するという可能性もあります。この費用負担の拠出のあり方については、さらにこのリサイクル

事業が将来にわたって安全、確実、円滑に進めるために、さらなる実務的な検討が必要であろうかと思っております。したがって、最終的にこういう制度的な仕組みをより詳細に設計することによって、誰かが負担をのみ込むような仕組みになってはならないと考えております。

あと、ガバナンスについては、なかなかこれは難しい問題と認識しております。基本的には株式会社であれば株主であったり、その取引先であったり、ステークホルダーが多岐にわたっており、なおかつそのステークホルダーの意見を担保する仕組みがあります。例えば、株式上場制度であったりとか、ディスクロージャー制度とか、多岐にわたってガバナンスを効かせる手当があるわけですが、現状ではその手当が限定的な中でどういうガバナンスを効かせるかがポイントです。国が関与するからといって、もしくは国がモニタリングするといっても、必ずしもその事業者がきちんとしたガバナンスを効かせて効率的な経営をするかとは別の問題であるかと思っております。ここについては、もう少し実施主体も含めた効率化のインセンティブも含めて、どういうメリットを与える一方でペナルティーがあるかということ幅広く、深くさらなる議論をする必要があると思っております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。そのほかにご発言ありますでしょうか。

では、秋池委員、どうぞ。

○秋池委員

事務局のおまとめ、どうもありがとうございました。三点ございます。

まず1つ目ですが、この事業を着実に進める観点から全ての使用済燃料を対象とした拠出金制度を創設することは非常に重要だというふうに考えております。もう一方で、特定の関係者に過剰な負担がかかったり、誰かが黙ってその負担をのみ込んでいるというような制度だとすると、これは将来的に制度がうまく機能しなくなる可能性があります。ですので、例えば中立的な第三者がこの拠出金の額を精査するというような仕組みなども組み込む必要があるのではないかとこのように考えております。

次に、設備の更新等ですが、一時的に巨額の資金が必要になるというような場合もございます。この場合は、拠出金の収入の合計と、それから、実施主体の資金の需要にギャップが生じる場合も考えられますので、こうした場合に備えて実施主体が何らかの資金調達手段を確保する方法も考えておく必要があるのではないのでしょうか。

3つ目に、ガバナンスの件ですけれども、これも非常に重要なことだと思います。いろいろな仕組みを取り込んでいくということも必要ですけれども、もう一方で、この主体の経営に当たる

方の意識の問題というのも非常に大事で、インセンティブを持ってもらうということもありますが、最終的には何があろうとも、結局その経営の主体となる方がこれを適正にいい形でやっという、効率的に行おうという高い意識を持たない限りはなかなか難しいと思いますので、それは国と指導できるというものではないですけれども、そういったことも含めたガバナンスであるというふうに設計していく必要があるかと思っております。また、事業主体にはそういう意識で事業に取り組んでいただきたいというふうに考えます。

○山内座長

どうもありがとうございます。そのほかにご発言、いかがですか。

城山委員、どうぞ。

○城山委員

今日のご提案はこれまでの議論をベースにして、認可法人という形を具体的な一つのたたき台として出されたという趣旨だというふうに理解をしています。ご説明があったように、それなりの合理性がある提案だなというふうに思いますけれども、やはり幾つかもうちょっと丁寧に詰める必要があるかなというところもあるかと思えます。

1つは、これは一番最初のときに申し上げましたけれども、認可法人という形態がいいのかと。法人形態を並べて、丸、バツをつけていくと全部丸がついているので、よさそうに見えますけれども、ちょっとその辺をやっぱり少し慎重に考えた上で決断をすべき話だろうというふうに思います。つまり民間のある意味では活力を維持するという部分と国の関与という両方がこれで得られるんだというのがご提案の趣旨かと思いますが、これはまかり間違うと両方の悪いところをとってしまう可能性もあるので、そうならないための配慮なり仕掛けはどう考えるのかということが多分必要になってくるんだろうと思います。

恐らく最初に永田委員が言われたような話は、多分それは一つの具体的な局面の話なんだろうんですね。例えば民間の観点からすれば、渡し切りで多分、あとはもう受け取った法人の責任だよという形にしないと、民間の経営の予測可能性というのは担保されないという話かと思いますが、他方、最後に言われていたように、もしその経費が膨大にかかった場合はどうなるかといったときには出資をお願いすることがあるかもしれないと、それも認められるような何かプラクティカルな方法を考えるべきだというご提案だと思うんですけれども、ではこの出資の願いは何なんだと。性格として渡し切りのなものとして費用を確定した上で、実は足りなかったときには事業者に追加的な負担を求めると、そもそもあり得るのかとか、それをどういうふうに正当化するのかということが多分さっきのお話の趣旨だと思います。

そういう意味でいうと、一番最後のところに事業者のコミットを得るためにたしか協力義務と

というようなご提案もあったと思いますが、では協力義務というのは具体的に何なのかということですね。逆に言うと、義務を求められるほうも民間の株式会社とすれば、それは当然説明できる形のものでなければならないということもありますので、そのあたりの多分微細なところの詰めがやっぱり細かいところで実はこの法人の性格というのが、かなり色濃く反映されてくるので、そういうところまで詰めて考える必要があるのかなというのが1点目です。

それから、大きな流れとしては、認可法人は一定程度使われている形態ではあると思いますが、他方、特殊法人なんかと同じように、ある時期かなり私の理解だと増えたのですが、ある時期以降、少しむしろ余り使わないようにという形になっていると思います。そういう意味で少し慎重に考えるべきだと思いますが、他方、このエネルギーの分野というのは結構使われている分野でもあるわけですね。そういう意味でいうと、幾つかの比較対象例はあって、そういうものとかちゃんと比較した上でこの特殊法人の性格というのをきちっと詰めるといいのかなと思います。たびたび出てくるようなNUMOは一つの比較対象例ですが、山名委員がいらっしゃいますけれども、原子力賠償と廃炉の機構というのも認可法人の形態を使っていますし、それから、電力自由化の関係で電力広域運営支援機構でしたか、それも自由化の関係でもそういうのを使っていると。この分野は比較的使っているわけです。あとほかで何があるかというのは、たまたま思いついたのでもいい預金保険機構とか、そもそも日銀なんていうのが認可法人なので、そういったものと比較したときに、この法人の性格というのをどう考えるかというのは一つ大きなことかなと思います。

多分一つのポイントは、多くのこの種の機関はオペレーションを持っているんだと思うんですね。例えばこれは多分、これ自体批判も含めていろいろあるところですが、NUMOもある種、オペレーションを自分で持っているところでしょうし、原賠機構の方もオペレーションを持っているわけです。あるいは預金保険機構なんかも持っている。そうすると、そのオペレーションを持つと、一定の独立性を持ってオペレーションをやるというときにこういう法人形態が使われることが結構あるんだとすると、今回の場合というのは、一方では認可法人の形をとるんだけど、オペレーションはさらにもうワンクッション置くと。原燃をある意味では有効に使うという話なので、そういう中間管理機関的なものとしてこの認可法人を使うというのは、ある意味では新しいチャレンジになるかもしれないので、それに伴うどういう課題があるかということは、多分整理する必要があるのかなと思います。

これは先ほど見させていただきました増田委員の意見書のマネジメント人材というのが多分そういう話で、いろいろ前回のヒアリングのときにも批判はありましたけれども、原燃はやりながら一定のマネジメントをやるようになってきた。それが十分かどうかというのはまさに批判があ

ったわけですが、他方、それが外から人を連れてくればマネジメントできるという話ではないと思いますので、そうすると、では一体この中間的な認可法人のマネジメント人材というのはどこからどういうふうに調達するんですかということをごきちんと言通しを持たないと、下手するとみんなのある種の責任回避のゲームになってしまうというリスクがあるのかなという気がします。

それから、その関係で単なる認可法人との比較をちょっと考えたときに、ばらばら見ていて気がついたのは、これは最後のところになりますが、第三者委員会的なものをどうするかというような問題提起がありましたけれども、多分こういったものの位置づけなり役割というのかなり認可法人によって違うような気がします。そういう意味でいうと、その中でこの提案の場合どういうふうに考えるかと。例えば原子力賠償の方だと運営委員会というところがかかなり活発に、月1回ぐらいやっていて、その方針を決めているような感じを受けましたが、多分これは賠償の方と、また廃炉の方で違うのかもかもしれませんが、そういう運営委員会的なものが日々のオペレーションにある意味では関与するような形で、ある種の外から知見を入れてくるというような仕組みを考えるのか、NUMOの評議会などは開催頻度はもうちょっと低いですし、もうちょっと理事会を中心にやっているオペレーションを外から監視するような、そういったような性格だということに理解をしていますけれども、そういったものを考えるのか、多分そのあたりの制度設計もどういうことを背景として、どういう選択をするのかというあたりの整理が必要かなという感じがします。

以上です。

○山内座長

どうもありがとうございました。ほかにご発言ございますか。

山名委員、どうぞ。

○山名委員

ご提案いただいているストラクチャーについては、大体私は妥当なものであると思っております。まず拠出金を確保するというところで、認可法人というのは、私自身は認可法人なんですけど、恐らく再処理事業という電力自由化されていく中で、非常に公益性を持った事業でありますから、このための資金を確実に確保するという仕組みは拠出金方式しかないだろうと。それを受け取る側として認可法人を置いて、認可法人にしっかりと責任と透明性を持たせるというのは極めて妥当なシステムであるというふうに思います。

あえて申し上げたいことが幾つかございますが、まず、この認可法人が既に提案されているように、日本原燃にはかなりの技術力と経験が既に蓄積されていて、しかも、事業のライセンスを持っているというライセンシーなわけですね。このライセンシーがライセンスに従ってきちん

と事業を行うというのを基本にして、この認可法人がオペレーション全体をきちんと監督し、導くという責任を持つ必要があるというわけです。

そのために大事なことは、この認可法人自身が再処理事業というものを熟知して、技術的に理解して、徹底して技術経営を指導するという能力を認可法人が持っているということ、ここが一番大事で、よく知らない人が来てマネージするというよりは、きちんとした技術能力を持った人が認可法人の中にいると。恐らくもうワンクッション必要があるとあっていて、日本原燃は技術的にかなり育ってきているのは確かですが、実は前回も議論がありましたように、電事連によるかなり強い経営改善のもとでやってきたんですね。何をやるにも電事連の合意が必要な中で経営をやってきておりますから、自らの裁量はほとんどない形でやってきた。今度は民間活力を使うということですから、自らが裁量権を持ってきちんと判断する体制をつくらないといけないわけです。

ところが、日本原燃はそういう経営で来ているから、技術力は上がっているにしても、そういう判断をやっていく成熟度はまだ未熟なところは間違いなくあると思います。そういうところにきちんとした判断ができる形に早くなっていくためには、例えば日本原燃に認可法人から技術的能力や経験の高い人間を送り込むとか、これはちょっと表現が難しいんですが、例えば私が今関係しています廃止措置ですと、イギリスではセラフィールドという廃止措置のサイトをそれが運営してきた会社がやっているんですが、国が所有しているNuclear Decommissioning Authorityという国の機関がそれをオーバーサイトしているわけですね。そのときにきちんと事業をやらせるようにペアレント・ボディ・オーガニゼーションと言うんですが、プロジェクトマネジメントできる能力を持った会社がそこに関与していく、オペレーションに関与していくという仕組みをつくっているんです。これは一つの大きな参考になりまして、今回も認可法人が日本原燃に対して、プロジェクトマネジメント能力を持っている人間やあるグループを関与させていくような、そういう形で強いガバナンスをきかせていくということが大事になってくるのではないかと思います。

それから、この事業は先ほど言いましたように公益性を持っている事業ですから、当然透明性を確保するということが重要になります。透明性を確保するためには、認可法人が世の中にちゃんと情報を出すことと、先ほどご指摘のありましたように、運営委員会とか第三者委員会とかそういうきちんと議事を公開するような会議体でもって運営をきちんと監視するということが必要になってくるというふうに思います。

それからもう一つ、従来日本原燃が22回も（竣工を）延期しているというのは、ガバナンスが低いということを随分指摘されているわけでありましたが、日本原燃が今まで22回延期している中

身を見てみると、そのかなりの部分がガラス溶融炉という装置を選ぶところの失敗から始まっているというのがかなりあります。それから、原子力安全規制が逐次規制を強化してきたということ、それから新規制基準ができたということ、つまり規制の変化によってかなりの遅れが出ているという実態があります。

今後の需要リスクというのは何かというのを考えると、1つはやっぱり原子力安全規制がどう再処理に対して変わっていく余地があるかないかということが1つの大きなアンサーのうちの一つであると思いますし、再処理事業という特殊性から見ると、例えば装置の大きなトラブルが発生して長期の停止を強いられるとか、あるいは小さなトラブルとか装置の劣化によって事業の稼働率が左右されているというようなことが予見されるわけです。

この事業で大事なことは、そういう事業の不確定性をも見越した上で事業計画を立てて、最大の稼働率を上げる。それに基づいて再処理費用をきちんと算出して、これは国の方が多分定期的に拠出金の額を見直すという作業が必要になると思いますが、きちんとしたコストエスティメートができるということだと思います。それは事業リスクをよく予見した上で出すということが必要になりますから、そういう意味で認可法人がきちんとその事業を設計するということが大事になるんだと思います。

それから、最後に再処理を実施する主体は多分民間事業者、つまり日本原燃になるというふうには考えておるんですが、何度も申し上げていますが、この事業は青森県を中心とする六ヶ所村を含めたかなり地場産業的な性格が強くなってきております。つまりこの事業自身が地方の力を使いながら、うまく地方の経済発展も誘導するような事業になっていくということですから、そのあたりの地元と一緒にやって行う事業であるということとどこかで裁量権に含めていくというようなことが非常に重要になるのではないかと考えております。

以上であります。

○山内座長

どうもありがとうございます。

大橋委員。

○大橋委員

ありがとうございます。まず、使用済燃料の再処理というものは、ある意味、民間事業者がやるには特殊な公益性の強い事業であるので、多分第1回目だと思いますけれども、諸外国の事例とかについていただきましたが、それで多くの国では国の機関であったり、あるいは国営企業がこの再処理の事業というものを担っているというふうな姿をとっているということであったと思います。

ただ、我が国ではある意味、一般電気事業者の共同事業でやっていた。どうして共同事業でできたかという、規制制度がそれを支えていたという姿があって、そうした事業として回ってきたものを自由化の中でどう支えていくのかということだと思います。ある意味、今回実施主体は国で運営の主体は民間でというのは、我が国の過去民間が実態上、運営自体を担ってきたということを考えてみて、その継続性を考えてみれば妥当な流れなのかなというふうな感じがします。表向きの一般的事業者の共同事業というものは、実質的には国策民営だったと思いますけれども、それが制度として表向きにも国策民営というものとして表に出てきたなということではないかと思います。私はこの形で次回以降に議論になるだろう確実な事業運営あるいは資金の確保従来よりも進むだろうというふうに私も思います。

ただ、1点感じるのは、適切かつ効率的な事業実施というものがどこまでこの体制で可能なのか。これまでそもそもどれだけの実績が達成できたのかということを含めて、そのあたりの反省と詰めた議論というのは恐らく必要なのかなというふうに思います。つまりこの事業は非常に公益性が強いので、結局国策の中でしか出口も見出せないし、そうした技術を使う際にお金がかかる場合、一応拠出金の中でお金の配分はあるということですから、民としてどこまでやるメリットがあるのかということというのは、もう少し十分出していないと、民でやる理由というのが見えなくなっちゃうこともあり得るんじゃないかというふうに思います。

1点私が思うのは、今回再処理に注目が当たっていますけれども、日本原燃というのは、実はいろんな事業を持っているわけで、前回申し上げたのは、ウランの濃縮事業というのはそもそも彼らが持っている事業だと思っているんですけども、国内だけに閉じないで、例えば海外展開みたいなこともそうした中で図っていくということが仮に民間企業として可能になるような事態になれば、そのためにどうやって稼働率を上げるのか、コスト低減を図るのかというのは、人為的なガバナンス・コードの外でのプレッシャーというのはかかってくると思うんですね。多分民間経営として健全な姿というのはそういうふうな姿のような気がしていて、そうしたものがある意味、再処理の事業にもいい形で波及してくれば、組織として非常にいい形になるんじゃないかなという気がします。

秋池委員から結局は人だという話があって、私も本当にそう思っていて、制度の器だけで多分効率的な事業は担保できないと思うんですけども、他方でそうした外の風というものをどうやってこの組織に当てていくのかというのは、引き続き検討してもいい課題なのかなというふうに思います。

○山内座長

圓尾委員。

○圓尾委員

前回、前々回申し上げたことは、今回事務局にご提案いただいた仕組みだと、やりようによっては解決できると思いますので、特段このペーパーに違和感はありません。8ページに丸5つでまとめていることは非常に重要なことだと思っております。

ただ、ずっと皆さんからご指摘があるように、私自身もスキームはこれでいいと思うのですが、結局は誰がそれを担うのかというところでうまく運用できるかどうかが決まってしまうという気はしていますので、そこで十分検討を尽くしていただきたいということと、それから、その中で一番大事なのは、やはり企業経営をきちっとできる人を選んでいただきたいということですね。つまり世の中にいろんな株式会社があります。技術オリエンテッドの会社もありますが、だからといって技術者がトップに立っているかというところでもなく、逆のケースもありますね。技術者であるかどうかということと、経営ができるできないということは、全く関係のない話で、経営者としての能力を持っている人もしくは実績のある人をちゃんと選ばばいいことだと思います。同じムラにとどまらず、外から人を連れてきたほうが私は良いと思いますが、そういう観点を持っておいていただきたいです。

ガバナンスは人によっていろんな捉え方があると思いますが、非常に端的に言うと、目標設定とレビューをきちっとできるかどうかに行きつくと思います。本来であれば、競争が起きている環境下であれば、そんなことを一々中でやらなくても競争に勝ち抜いていくためにいろんな取捨選択をそれぞれがしなきゃいけないという状況になるわけですが、核燃再処理を日本原燃がやる場合に競争相手がいるわけではないので、ある意味、監視するところを置いてガバナンスをきかせることが大事だと思います。それは技術的なことにしろ、そうじゃないことにしろ、企業としても個人レベルでも、どう目標設定を置いて、それをレビューしていく能力があるかどうかというのが非常に大事なポイントではないかと思っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。ほかに追加的にご発言、いかがですか。

ありがとうございます。それでは、委員の皆様から貴重なご意見をいただきまして、私の感じているところだと、皆様、事務局の案に対して論ずべき詳細な点をかなり指摘していただいたということだと思います。例えば拠出金方式にしても、その費用負担をどういうふうに確定するのかということとか、あるいは負担の公平の適切性の問題とかそういったことについてご指摘がございました。それから、実施主体についてもそのあり方、そのメカニズム、それから、人の問題、それから、認可法人のあり方、ガバナンスの問題、透明性、そういったことについてかなり

多くの指摘をいただいたと思っております。これらの点につきましては、また事務局の方で詰めていただいて、今後の議論の方向性をご提案いただければというふうに思っています。

私からは以上ですけれども、何か追加的にご発言ございますか。

それでは、予定した時間は大変余っておりますけれども、皆様のご意見をいただいたということで、この辺で議論の方を終了させていただきます。

次回のワーキンググループの開催につきましては、追って事務局よりご連絡をさせていただきます。

それでは、これもちまして、第3回原子力事業環境整備専門検討ワーキンググループを閉会といたします。どうもご協力いただきまして、ありがとうございました。

—了—